平成２６年（フ）第１６３０号
札幌市北区新川２条６丁目２番14号　ハイツアウトインＡ203号
債務者　松林　良治
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６６３号
北海道江別市見晴台11番地の８　メゾンドビュー10号
債務者　齊藤　誠
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７８５号
札幌市北区北27条西11丁目５番19号　白楊ハイツ101号
債務者　畠山　剛
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７９５号
札幌市白石区中央３条５丁目　医療法人社団同仁会長野病院、住民票上の住所札幌市白石区本郷通３丁目北２番２―103号
債務者　桃木　守
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８０６号
札幌市北区北22条西５丁目２番３号　松森ハイツ１号
債務者　佐藤　麻美（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８３８号
札幌市中央区南19条西９丁目２番37号　ラ・カサ・グリース19―302号
債務者　見尾田靖範
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８３９号
札幌市中央区南19条西９丁目２番37号　ラ・カサ・グリース19―302号
債務者　見尾田法子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８５０号
札幌市西区西町南８丁目４番15―210号
債務者　唐原　理加
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０号
北海道紋別市大山町２丁目52番地の１
債務者　深津　直人
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２６年（フ）第５３２号
埼玉県川越市大字寺尾275番地５　ハウスリーフ202号室
債務者　仁位　晶子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５３５号
埼玉県入間市鍵山２丁目11番27号　メゾン中村102
債務者　大野　忍
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５４１号
埼玉県所沢市並木８丁目７番地５―610
債務者　青木　節子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２９７号
神奈川県座間市立野台３丁目６番11―103号　ハイム立野
債務者　佐藤　榮二
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２９８号
神奈川県座間市立野台３丁目６番11―103号　ハイム立野
債務者　佐藤　伸子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２９９号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目４番14号　アブニール淵野辺本町301
債務者　佐々木徳夫
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３０２号
相模原市南区上鶴間本町６丁目24番７号　コーポバンブ103号
債務者　海道　和仁
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３０４号
相模原市中央区南橋本１丁目４番25―703号
債務者　大橋　夕子（旧姓筒井）
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部